

第517回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和7年10月15日（水）午前9時54分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 熊谷礼子、櫻井靖久、下山 朗

労働者代表委員 伊垣昭彦、河本章吾、北尾 亮、佐古美希、本村秀史

使用者代表委員 ※柴田健司、松岡 誠

事務局 石崎労働局長、米村労働基準部長 中村賃金室長、
松川賃金室長補佐、北岡賃金調査員、竿谷賃金調査員

※はオンライン参加

2. 審議事項

- (1) 特定最低賃金専門部会の審議結果について（報告）
- (2) 奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について（答申）
- (3) 奈良県木材・木製品・家具・装飾品製造業最低賃金の廃止決定について（諮問）
- (4) その他

3. 主要経過・審議結果

【松川補佐】

おはようございます。「第 517 回奈良地方最低賃金審議会」を始めさせていただきます。まず、定足数の確認でございますが、本日は坪田会長代理、福井委員、小西委員、当麻委員及び西田委員が所用により、ご欠席されておりますが最低賃金審議会例第 5 条第 2 項の規定による定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。それでは下山会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【下山会長】

皆さん、おはようございます。

ご多忙のところ、かつ、経営者の皆さん、色々この時期大変かと思っておりますけれども、ありがとうございました。ただ今から、「第 517 回奈良地方最低賃金審議会」を開催いたします。本日の審議会は「公開」で開始いたします。まず、本日の議事録の署名人を指名いたします。私の他に労働者側は本村委員、お願いいたします。使用者側は松岡委員、お願いいたします。それでは、次第に従っていききたいと思います。議題（1）「特定最低賃金専門部会の審議結果について（報告）」の審議に入ります。特定最低賃金におきましては 8 月 8 日に開催した第 3 回本審におきまして、3 件の特定最低賃金に係る改正の必要性の有無について、奈良労働局長から「諮問」をお受けし、その「改正の必要性の有無」の検討につきましては、改正の余地がある「奈良県電気機械器具製造業最低賃金」についてのみ、特定最低賃金専門部会に付託したところでございます。その後、9 月 9 日に奈良県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催し、当該専門部会の結論が出ましたので、審議結果につきまして、部会長である私からご報告いたします。では、事務局から報告文を全委員に配付してください。

（事務局から報告文を配付）

配り終わりましたので、説明していききたいと思います。まず、奈良県電気機械器具製造業最低賃金の改正の必要性につきまして、当該専門部会において審議した結果、お手元にある報告文記載のとおり、「必要性有りとの結論に達し得なかった」となりましたのでご報告いたします。報告文の内容を確認したいと思いますので、事務局から報告文を読み上げてください。

【中村室長】

はい。それでは、ただ今お配りしました報告書「奈良県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について」を読み上げさせていただきます。

令和 7 年 9 月 9 日

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、

発電用・送電用・配電用電気機械器具、
産業用電気機械器具、民生用電気機械
器具製造業最低賃金専門部会
部会長 下山 朗

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用
電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和7年8月8日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	熊谷 礼子	下山 朗	福井 麻起子
労働者代表委員	河本 章吾	國分 洋文	平本 義陽
使用者代表委員	上村 賢司	平山 文堂	松澤 恵臣

特定最低賃金専門部会の審議経過は以上でございます。

【下山会長】

はい。ただ今、事務局から、奈良県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無の報告書を読み上げてもらいました。これを持ちまして、特定最低賃金専門部会の審議結果の報告とさせていただきます。とはいえ、本審の委員につきましては、審議経過について十分まだ、お分かりじゃないと思いますので、事務局からまず簡潔に説明をお願いいたします。

【中村室長】

それでは、9月9日火曜日に開催しました、奈良県電気機械器具製造業最低賃金専門部会における審議経過につきまして、簡潔にご説明いたします。まず、労働者側委員から、特定最低賃金の果たす役割や当該産業における企業業績等に照らして、当該最低賃金を改正する必要性があるとの意見が述べられました。これに対し、使用者側委員からは、当該最低賃金が設定された当時と現在では、奈良県内における当該産業の位置づけが変化していること、及び当該産業における県内企業の経営環境が良くないことなどから、改正する必要性はないとの意見が述べられました。これを受け、公益委員により、全会一致の結論に向けて意見の調整が図られましたが、特に県内当該産業における景況感に対する労使委員の認識に大きな隔たりがあり、最終的に全会一致で必要性有りとの結論には至らず、「改正の必要性有りとの結論に達し得なかった」との結論に至りま

した。

特定最低賃金専門部会の審議経過は以上でございます。

【下山会長】

はい。ありがとうございました。ただ今の、特定最低賃金専門部会からの報告に関して、ご意見ございましたら、よろしく願いいたします。はい。河本委員、お願いいたします。

【河本委員】

おはようございます。労働者委員の河本でございます。今、ご説明のあった、審議会に参画させていただいておりました労働者側の委員の立場から、一言ご意見を申し上げたいと思います。今、ご説明のあった内容については、全くそのとおりで異論ももちろんございません。加えて今年度、試行的という言葉が付くかも知れませんが、特定最低賃金の審議において、専門部会方式を採用していただいたことについては感謝申し上げたいと思います。実際に一昨年、昨年と、運営小委員会での論議、それから今年、専門部会での論議で少し違いというか感想を申し上げますと、専門部会方式で、実際のその産業・現場でどのようなご苦労があり、どのような位置づけで何が必要なのかという論議は使用者側の皆さんと、今までよりも深い審議ができたのではないかと好感を持っています。一方で今、ご報告があったとおりに、そういったことにトライしていただいた中でも、奈良県における当該産業の景況感という言葉がありましたが、それに対する何をベースにそれを図るかというところは非常に労使の間で溝が深かったと感じております。全会一致を目指す中において1日でこの審議を、今の労使の立場を考えた時に埋め切るのには、なかなか難しいなど感じました。実際に労使の主張が、どちらかが100%正しいということではないと思っています。どちらの主張が、今日的に合理性があるのか、もしくは納得性があるのかということ、それを考えていくのが、この専門部会ということから申し上げますと、もう少し次年度以降に向けて丁寧な、そして納得性の高い論議というか、審議ができる取組の改善、検討を我々も含めて、是非それぞれのお立場でご検討をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【下山会長】

はい。ありがとうございました。事務局からよりも、恐らく現段階としては私からという形でお返事を申し上げますけれども、基本的にはまず事前段階での労使の交渉という段階で、お互いこういうことを今年はちゃんと議論しましょうよというのを進めていきながら、河本委員がおっしゃるように、専門部会の方でやはり共通のたたき台が欲しいということはある意味、半分、合意事項的にこの資料は使いましょうよとかは、あったかと思っておりますので、今回まずは第1回目の専門部会でしたけれども、次年度はもう少し議論を深めるために、労使ともご協力をいただけたらと思っております。事務局もそれを理解した上で次年度に向けて進めていただけたらと思っております。松岡委員におかれましても、そのような方向でご協力をお願いいたたく存じます。

【松岡委員】

正式な決定は3月の本審にて、方向性・やり方を決めるという方向でよろしいでしょうか。

【事務局】

次年度の、どういう形で必要性審議を行うかというのは、まずは3月の時点で今年の結果を踏まえてご議論いただこうと考えております。

【松岡委員】

かしこまりました。

【下山会長】

それ以外はよろしいでしょうか。それでは、これをもちまして、「特定最低賃金専門部会の審議結果について(報告)」を終わります。それでは、この報告書を踏まえまして議題(2)「奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について(答申)」の審議に入ります。「奈良県電気機械器具製造業最低賃金」については、先ほどの専門部会の報告のとおりでございますが、それ以外の2件の最低賃金「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」及び「自動車小売業最低賃金」につきましては、第3回本審において、事務局から説明がありましたとおり、「改正の必要性ありとはできない」という取扱いになっております。この2件の特定最低賃金に関して、改めまして、何かご意見・ご質問はありますでしょうか。

(意見が無いことを確認)

特に、ご意見、ご質問は無いようですので「答申」の審議に進みます。8月8日に奈良労働局長から「諮問」を受けました3件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関し、「奈良県電気機械器具製造業最低賃金」については、先ほどの報告のとおり、特定最低賃金専門部会において、当該産業を代表する労使委員により慎重に審議をしていただいた結果、全会一致で「改正の必要性有り」の結論には至りませんでした。また、「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」及び「自動車小売業最低賃金」につきましては、最も低い労働協約時間額が令和7年11月16日発効の奈良県最低賃金を下回ることとなるため、制度の趣旨から「改正の必要性有り」とすることはできないこととなっております。よって、本審議会といたしましては3件全てについて「改正の必要性有りとの結論に達し得なかった」ということで、奈良労働局長あて「答申」したいと思っておりますが、いかがでしょうか。これにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

(意見が無いことを確認)

ご意見、ご質問は無いようですので当審議会といたしましては「改正の必要性有りとの結論に達し得なかった」ということで、労働局長あて「答申」といたします。事務局にて「答申文」案を準備してもらっておりますので、委員の皆さんに配付をよろしくお願いたします。「答申文」案の内容を確認しますので、事務局から読み上げてください。

【中村室長】

それでは、「答申文」案を読み上げさせていただきます。

(案)

令和7年10月15日

奈良労働局長

石崎 琢也 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月8日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号）

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号）

奈良県自動車小売業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号）

以上でございます。

【下山会長】

ただいまの「答申文」案の内容につきまして、ご意見・ご質問はございますか。

（意見が無いことを確認）

無いようですので、ただいま読み上げていただいた内容をもって「答申文」としますので、案の文字を消してください。それでは、「答申文」が確定しましたので、これをもちまして奈良労働局長に答申したいと思います。事務局にて「答申文」の準備をお願いします。準備ができるまで、しばらくお待ちください。

【中村室長】

お待たせしました。「答申文」の準備ができましたので、これから「答申文」の受け渡しを行います。下山会長から石崎局長あて「特定最低賃金の必要性有無の答申文」をお渡し願いますので、それぞれ奈良労働局バックパネルの位置までご移動をお願いします。

(下山会長から石崎局長に「特定最低賃金の必要性有無の答申文」が渡される)

それでは、下山会長、石崎局長は自席にお戻りください。

【下山会長】

事務局は「答申文」の写しを委員の皆さんに配付してください。

【中村室長】

答申文が行き渡ったようですので、奈良労働局長の石崎から謝辞を申し上げます。

【石崎局長】

奈良労働局長の石崎でございます。下山会長をはじめ委員の皆様方に一言お礼を申し上げたいと思います。ただ今、3つの産業の奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性につきまして「必要性有りとの結論に達し得なかった」とのご答申をいただきました。

今年度は、新たな取組として改正の必要性に係る審議の場を、従来の運営小委員会から各特定最低賃金専門部会に移し、ご審議いただくこととなったところでございます。特定最低賃金専門部会の委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、慎重に、そしてまた真摯かつ熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございました。公労使の各委員の皆様方におかれましては、引き続き奈良地方最低賃金審議会の運営につきまして、何とぞご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。本日、ご答申いただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

【下山会長】

それでは、これをもちまして「奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について」の答申を終わります。なお、奈良県電気機械器具製造業最低賃金専門部会につきましては、任務を終了したことにより、廃止することといたします。それでは続きまして議題(3)「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止について(諮問)」の審議に入ります。まずは、この件につきまして事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、ご説明させていただきます。

お配りしておりますお手元の資料 No.1「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止について」をご覧ください。こちらにつきまして、過去の歴史的経過を含め、資料に沿ってご説明いたします。

1. 昭和61年旧産業別最低賃金から新産業別最低賃金への転換方針

中央最低賃金審議会昭和61年答申において、旧産業別最低賃金から新産業別最低賃金へ

の転換の方針が示され、転換されない旧産業別最低賃金は昭和 64 年度以降凍結し、地域別最低賃金の金額水準を下回った場合に廃止諮問を行うこととされました。

2. 昭和 64 年(平成元)年度奈良県における旧産業別最低賃金の転換状況

凍結となる昭和 64 年(平成元)年度当時に存在していた旧産業別最低賃金は以下の 8 つがございました。

- ① ねん糸・織物・レース・繊維雑品製造業
- ② プラスチック製品製造業
- ③ 食料品・飲料・飼料製造業
- ④ 新聞・出版・印刷業
- ⑤ 機械・金属製品等製造業及び自動車整備業
- ⑥ 卸売・小売業
- ⑦ 窯業・土石製品製造業
- ⑧ 木材・木製品・家具・装備品製造業

3. 奈良県における旧産業別最低賃金の転換状況

転換(新設)の申出要件、これは基幹労働者の 3 分の 1 以上に適用される労働協約が必要等の要件がございますが、こちらを満たした以下の 3 つの産業について新産業別最低賃金が新設されました。

- (1) 昭和 63 年度 「電気機械器具製造業」
- (2) 平成元年度 「一般機械器具製造業」
- (3) 平成元年度 「自動車小売業」が新設されました。

この 3 つは現在、奈良県に現存する 3 つの特定最低賃金に繋がるものでございまして、上の旧産業別最低賃金から細分化された一部の産業について、抜き出す形で新設されたものでございます。

4. 奈良県における旧産業別最低賃金の廃止状況

凍結されました旧産業別最低賃金については、奈良県最低賃金を下回った段階で以下のとおり順次廃止されました。

- ・平成 2 年度 ①ねん糸・織物・レース・繊維雑品製造業
- ・平成 3 年度 ②プラスチック製品製造業
- ③食料品・飲料・飼料製造業
- ④新聞・出版・印刷業
- ⑤機械・金属製品等製造業及び自動車整備業
- ⑥卸売・小売業
- ・平成 4 年度 ⑦窯業・土石製品製造業

その結果、⑧木材・木製品・家具・装備品製造業だけが残る形となりました。裏のページをめくっていただきまして、

5. 旧産業別最低賃金「木材・木製品・家具・装備品製造業」の状況

こちらは平成元年 1 月 25 日に改定されて以後、中央最低賃金審議会の昭和 61 年答申に従い凍結されました。

凍結された当時の金額としましては、

【熟練労働者】日額 6,527 円、時間額 816 円

【一般労働者】日額 4,148 円、時間額 519 円

現在もこの金額のまま存在しております。

その後、時は経過しまして、平成 14 年度に地域別最低賃金における日額が廃止されて、奈良県最低賃金は時間額のみ 647 円となりました。ですから、この段階ではまだ木材・木製品・家具・装備品製造業が上回っている状態でございます。さらに、時間が経過しまして、令和元年になりまして奈良県最低賃金が時間額 837 円に改定されたことにより、時間額につきましては、ようやく木材・木製品・家具・装備品製造業が下回る状態になりました。一方で、日額におきましては熟練労働者の 6,527 円というのは奈良県最低賃金の時間額 837 円に 8 時間をかけました 6,696 円より小さくなりまして、1 日 8 時間換算では下回ることとなりますが、実際には 1 日の労働時間が 7 時間や 7.5 時間の労働者が存在していたため、必ずしも「地域別最低賃金の金額水準を下回った」とは認められず、廃止されないまま現在に至ったものでございます。参考としまして令和 7 年現在、全国で廃止されずに残存している旧産業別最低賃金は以下の 2 つのみとなっております。1 つ目は全国で適用される「全国非金属鉱業最低賃金」、2 つ目は「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金」でございます。

6. 今年度、廃止諮問を行うこととした理由

まず、奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の熟練労働者の「時間額 816 円」というのは令和元年度の奈良県最低賃金の改定以降、奈良県最低賃金の金額水準を下回るものとなっております、時間額は確実に下回っております。次に【熟練労働者】の日額 6,527 円は令和 7 年 11 月 16 日に改定発効する、奈良県最低賃金「時間額 1,051 円」で換算しますと、6,527 円を 1,051 円で割りますと約 6.21 時間分ということになります。この約 6.21 時間分というのは、法定労働時間 1 週 40 時間、法定休日週 1 日で計算した 1 日当たりの労働時間 6.67 時間、これは週 40 時間を 6 日で割ったものになりますけれども、こちらを下回っている状況でございます。これは、法定労働時間で就労する労働者につきましては、当該最低賃金の日額ではなく、奈良県最低賃金の時間額の適用を受けることを示しているものでございまして、日額においても地域別最低賃金の水準を下回ったというふうに考えられます。また、令和 7 年度に実施しました「奈良県最低賃金に関する基礎調査」の結果、奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金において、日額が支払われる労働者、これは【熟練】【一般】両方のうち、1 日の所定労働時間が最も短い労働者は 7 時間でありまして、実態として「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金」の、日額の適用を受けている労働者は存在しないというふうに考えられます。ちなみに、日額 6,527 円を 7 時間で割りますと、時間当たりの単価は 933 円ということになります。また、調査に関しまして、補足説明をいたしますと※のところでございますが、「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金」の適用応事業所数は 364 事業所でございます。これに対しまして、調査の対象とさせていただいた事業所は、ほぼ全数に当たる 359 事業所になります。ご回答をいただいたのは 167 事業所ということで、回答率は 46.5%ということになっております。その下ですが、結論としまして◎のところでございますが、以上により、令和 7 年度現在において「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金」は、日額・時間額ともに「地域別最低賃金の金額水準を下回った」と判断することができ、また当該最低賃金の廃止の影響を受ける労働者も存在しないと考えら

れるため、最低賃金法第 17 条に基づき、労働局長の職権による廃止決定を行うべく、諮問を行うこととしたものでございます。以上になります。

【下山会長】

はい。ただ今の事務局の説明に関して何かご意見、ご質問はございますか。

はい。本村委員、お願いします。

【本村委員】

労働者代表委員の本村でございます。ご説明ありがとうございます。

経緯も含めて、分かりやすい説明だとは思いますが、廃止までのスケジュール(案)予定のところを・・・。

【下山会長】

今から、次の説明に含まれますので。

【本村委員】

今の段階でいいますと、廃止の経緯について分かったのですが、労働側としますと、その今現在も凍結をされているということで金額の改正もしようがないというところで、一度廃止をしてしまうと、もう二度と復活することができないということで。359 の事業所の中で 167 事業所の約半数の返答をいただいているということなのですけれども。その半数の返答がないということは、なんらかの色々理由があるのでしょうかけれども、労働者側として、例えば 4 時間働いても日額 6,527 円というような事業所がもしもあれば、それは当然この適応を特定最賃が適応されるべきものという部分で考えますので、今の現状回答率等も含めて、そう判断されることに異論はないのですが、もう少し慎重に私共としても調査をしながら、最終的な決断を下していけるようになれば良いなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【下山会長】

はい。ありがとうございました。

事務局から、後ほど答申後になりますけれども、廃止までのスケジュールの中で関係労使の意見聴取につきましては、丁寧にやっていただきたいというご要望でよろしいでしょうか。

事務局、何かコメントがあればお願いします。

【事務局】

本村委員の意見に添える形で、意見聴取の準備を進めていきたいと考えております。

【下山会長】

はい。ありがとうございました。それでは、議論を尽くしたと思いますので、ご意見いただきましたので局長から諮問を受けたいと思います。

【中村室長】

それでは、奈良労働局長の石崎から下山会長に「諮問文」をお渡ししますので、下山会長、石崎局長ともに、奈良労働局のバックパネルの位置までご移動をお願いします。

それでは、石崎局長、下山会長に「諮問文」をお渡しください。

【石崎局長】

ご審議のほどよろしくお願いたします。

(石崎局長が下山会長に対し、「諮問文」を手渡し、下山会長がこれを受領)

【中村室長】

それでは、下山会長、石崎局長ともにお席にお戻りください。

【下山会長】

それでは、ただ今の「諮問文」をもちまして、労働局長からの「諮問」をお受けすることといたします。

【中村室長】

それでは、「諮問文」写を委員の皆様にお配りいたしますので、しばらくお待ちください。
内容を確認していただくため、私から諮問文を読み上げさせていただきます。

労発基 1015 第 1 号
令和 7 年 10 月 15 日

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗 殿

奈良労働局長

石崎 琢也

奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第17条の規定に基づき、奈良県木材・木製品・家具・
装備品製造業最低賃金(昭和62年奈良労働基準局最低賃金公示第9号)の廃止決定について、
貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

【下山会長】

はい。ありがとうございます。続きまして、「諮問の趣旨」につきまして事務局から説明をお願いします。

【石崎局長】

はい。それでは、私の方から説明させていただきます。ただ今、奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止につきまして、諮問文を会長にお渡しいたしました。先ほど、事務局からご説明を申し上げましたとおり、奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金は、旧産業別最低賃金であり、その改正は昭和 63 年度を最後に平成元年度以降凍結されており、その後、地域別最低賃金の金額水準を下回った場合に、廃止の諮問を行うものとされているところでございます。木材関連産業は、古くから奈良県の主要産業の一つであり、当該最低賃金は凍結後 30 年以上も奈良県最低賃金を上回る、当時としては高水準な金額でございました。しかし、今般、奈良県最低賃金の金額水準を下回ったと判断し得る状態に至ったため、廃止の諮問を行わせていただいた次第でございます。委員の皆様方におかれましては、中央最低賃金審議会の昭和 61 年答申で示されました旧産業別最低賃金から新産業別最低賃金への転換の方針を踏まえ、円滑なご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【下山会長】

はい。ありがとうございました。それでは、今後の流れにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【中村室長】

はい。再び資料 No. 1「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金廃止について」の裏面の 7 番目の項目「廃止までのスケジュール(予定)」というところをご覧ください。本日、廃止の諮問を行わせていただきましたので、次に最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づき、10 月 20 日から 11 月 10 日までの間、関係労使に意見を求める公示を行います。関係労使から意見の申出があった場合には、しばらく期間が空きますが令和 8 年 3 月、例年、次年度の特定最低賃金の改正に係る意向表明をいただく第 6 回本審において、申出を行った関係労使から意見聴取を行った上でご審議をいただき、答申をいただく予定としております。一方、申出がなかった場合には、第 6 回本審において意見聴取を行わずに、そのままご審議に入っていただき答申をいただく流れとなります。そこで、「廃止」の答申をいただきましたら、15 日間の異議申出の公示を行います。異議申出がなかった場合は、官報公示の手続きを経て、発効日を指定しない限り公示の日から廃止の効力が発生することとなります。異議申出がなされた場合は、次年度令和 8 年度第 1 回目の本審において異議申出についてご審議をいただき、再び「廃止」の答申をいただきますと、官報公示の手続きを経て、発効日を指定しない限り、公示の日から廃止の効力が発生することとなります。以上でございます。

【下山会長】

はい。それでは、本件につきましては、次回令和 8 年 3 月頃に開催する第 6 回本審で審議をすることといたします。それまでに、事務局では丁寧な意見聴取の手続きを進めて、労使各委員も関係労使からの意見を集約いただけますよう、よろしくお願いいたします。それでは最後に、議

題（４）「その他」ですが、事務局から何かございますか。

【中村室長】

事務局からは特にございません。

【下山会長】

はい。それでは、議事は全て終わりましたので、これをもちまして、本日の審議会を終わりたいと思います。先ほどもありましたけれども、今回は日程調整の上、来年３月頃に開催したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、次回も「公開」として、開催することといたします。それでは、委員の皆様、ありがとうございました。柴田委員もありがとうございました。